

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
郡上市	島・名皿部	令和3年12月6日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	62.9 ha
-----------	---------

以下の項目については、別添集落戦略を参照

2 対象地区の課題

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(参考) 中心経営体

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

(参考) 農地の貸付け等の意向

令和4年3月18日認定

(別記1-4様式)

令和3年12月8日

郡上市長 殿

島用水系地域農地・水・環境を守る会
代表 雉野 登之

令和3年度 多面的機能支払交付金に係る地域資源保全管理構想の届出書

多面的機能支払交付金実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産事務次官依命通知)第1の2の(2)に基づき、別添のとおり、地域資源保全管理構想を提出します。

島用水系地域農地・水・環境を守る会地域資源保全管理構想
(令和3年12月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

田：4, 133 a

畑：86 a

(2) 水路、農道

水路：1.2 km

農道：2 km

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

- ・遊休農地発生防止のための保全活動
- ・畦畔・農用地法面等の草刈り

(2) 水路、農道について行う活動

- ・水路の草刈り・泥上げ
- ・農道の草刈り
- ・農道側溝の泥上げ

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

○構成員

- ・担い手農家18人、それ以外の農家179人、地域住民108人

○意思決定方法

- ・総会の議決により決定

(2) 構成員の役割分担

① 農用地について行う活動

構成員全体

② 水路、農道について行う活動

構成員全体

4. 地域農業の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成・確保

- ① 今後も自らで農業経営を行う、又は基幹作業の一部を自らで行う農家を中心に農業経営を行う。しかし、農業経営が継続できない状況が生じた場合には担い手への作業委託について検討する。また、並行して農業経営を行う農家を中心とした集落営農組織について研究し、設立に向けた協議を進める。
- ② 農業経営を継続できない場合には、地区関係者と担い手との話し合いにより農地中間管理事業の活用も検討し、農地の貸付先を協議する。農地中間管理事業を活用する場合、担い手との連携を図り、担い手の安定した農業経営を支援するため、まとまった農地の貸付を検討する。
- ③ 農地、景観の維持保全については、国交付金（多面的機能支払交付金・中山間地域直接支払交付金等）を継続して活用し、従来から取り組んでいる活動を将来にわたって継続できるよう、地区住民が無理なく協力して取り組める組織づくりを目指す。

(2) 農地の利用集積

担い手に集約・集積化する

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	認定農業者A	水稲	2.6 ha	水稲	2.0 ha	大和町内
認農	認定農業者B	水稲	0.7 ha	水稲	2.0 ha	大和町内
認農法	認定農業法人A	水稲	0.7 ha	水稲	1.7 ha	大和町内
認農法	認定農業法人B	そば	0.8 ha	そば	5.0 ha	白鳥町内 大和町内
認農	認定農業者C	水稲	0.6 ha	水稲	2.0 ha	八幡町内 大和町内
計	5 経営体		5.4 ha		12.7 ha	

5. 適切な保安全管理に向けて取り組む活動・方策

(1) 農地の貸し付け等の意向

新たに貸し付け等の意向が確認された農地は2.8ha（34筆）であった。あわせて、現在、農業経営を行うが後継者が未定の農家の耕作地が遊休化されないよう、担い手（集落営農組織を含む）や規模拡大を希望する農業者への作業委託や貸し付けが促進されるよう継続した協議を行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手への貸し付けを希望する農地については、農地中間管理事業の活用について地主に理解が得られるよう説明し、理解を得られた農地から担い手への貸し付けを行う。また、農地貸し付け協議の際は、担い手の経営安定化（作業の効率化）を支援するため、地区役員だけではなく農業委員、農地最適化推進委員などの農業関係者や担い手と情報連携をとりながら、まとまった農地の貸し付けを行うことができるよう検討を行う。

(3) 基盤整備への取組方針

農業生産基盤の向上を図るため、県営中山間地域総合整備事業など国県の事業を活用し、担い手の意見を参考にして早期の用排水路や農道等整備を進める。

(4) 集落営農組織に関する研究

地区内の農地を維持管理する集落営農組織設立のため、地区内の農業経営を行う農家を中心に、持続可能な営農組織について研究及び設立に向けた協議を進める。組織の維持運営のため、地区会と連携して非農家や若者の協力を得られるよう理解を求める。

(5) 農地や周辺環境整備と体制づくり

多面的機能支払交付金制度、中山間地域等直接支払交付金制度を継続して活用できるよう、農地・景観維持保全に向けた体制の安定化について組織内で協議する。